

令和4年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況  
 ≪神戸電鉄グループ共同事業体(神戸市ものづくり工場指定管理者)≫

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 再委託の承諾手続きを適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第11条では、指定管理者は、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は事前に神戸市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を神戸市に提出しなければならないとされている。</p> <p>これに基づき指定管理者は、平成30年3月31日付けで神戸市に対し、第三者に再委託する業務10件について再委託承諾申請を行い、平成30年4月1日付けで承諾を得ているが、同様に第三者に再委託するホイストクレーン設備保守点検業務については、事前の神戸市への承諾申請、及び契約書の写しの提出はされていなかった。</p> <p>指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。</p> <p>なお、業務の一部の再委託に係る神戸市の事前承諾については、平成29年度と同指定管理者に対する財政援助団体等監査においても適正な事務処理を行うべく指摘しているが、活かされていない。今後、同様のことがないように、事務の手順を再構築するべきである。</p>	<p>指摘を受けて、令和4年11月29日に指定管理者から再委託承諾申請があり、同年11月30日に承諾通知を送付した。</p> <p>前回の財政援助団体等監査でも指摘があったにもかかわらず手順の再構築ができていなかったため、同様の誤りが発生した。</p> <p>本市と指定管理者の双方で再委託事務の適切な管理ができるように、再委託業務一覧のリストや事務処理チェックリストを作成するなど、手順・体制を再構築した。</p>	措置済
<p>イ 行政財産目的外使用許可に係る使用料の徴収を適正に行うべきもの</p> <p>令和3年度において、神戸市所管局は、指定管理者が施設のA棟108号室を入居企業等のための利便施設として使用するにあたり、指定管理者に対して行政財産目的外</p>	<p>指摘のとおり、誤って調定決議をしたことにより、当該施設の令和3年度の行政財産目的外使用許可による使用料の納入額96円の不足が生じている。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>使用許可をしている。その使用料について、当該許可書の第4条（使用料及び延滞金）で136,389円と定めているのにもかかわらず、誤って136,293円で調定決議をし、指定管理者は、神戸市からの納入通知書により、136,293円を納付していた。</p> <p>神戸市所管局は、差額を指定管理者に対して請求するとともに、今後は、適正に調定されているか確認の上、決裁すべきである。</p> <p>また、指定管理者は、経費の支出にあたっては、支出の根拠を確認し、正当な請求か確認の上、支出すべきである。</p>	<p>不足額については既に請求し、3月1日に納入済みである。今後このようなことが無いように、適正に調定されているか確認等を徹底する。</p> <p>指定管理者においては、行政財産目的外使用許可書と納入通知書の内容確認を徹底する。</p>	
<p>ウ 印影等を印刷した文書を適正に管理すべきもの</p> <p>指定管理者は、指定管理業務仕様書に基づき、神戸市ものづくり工場収納管理システムを用いて使用料等（生産施設使用料、駐車場使用料、電気使用料、共益費等）の納入通知書を作成し、各使用者に対して配布、納付指導を行っている。その納入通知書の用紙については、神戸市所管局が神戸市長の印の印影等を印刷した用紙を作成し、指定管理者へ提供している。</p> <p>指定管理者は、その納入通知書の管理にあたり管理簿を作成しておらず、いつ何枚受け入れ、いつ何枚使用したかの記録はなく、実査日（令和4年10月11日）時点での残数も把握していなかった。</p> <p>神戸市公印規則第8条第1項では、「一時、大量に公印の押印を必要とする文書その他の市長が必要があると認める文書は、公印の押印に代えて、その印影又はこれを伸縮したもの（以下「印影等」という。）を印刷することができる。」とされ、印影等の印刷をした文書の保管について、神戸市公印取扱規程第5条第3項では、「主管課の長は、印影等を印刷した文書の保管を厳正に行うとともに、常にその出納状況を明らかにし、毎年1回総務・文書改革担当課長に報告しなければならない。」と規定されている。</p>	<p>指摘の「常に出納状況を明らか」に管理することはできていなかったため、指定管理者が納入通知書の用紙の管理簿を作成するとともに、本市では納入通知書の引渡簿を作成し、印影を印刷した文書を適切に管理できるよう改めた。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>神戸市所管局は、管理簿を作成するなど常にその出納状況を明らかにするよう、その様式や手順を指定管理業務仕様書等で定め、指定管理者に順守させるべきである。</p>		